

【事件名】イクヌーザ事件（東京高裁平成 30.10.4 判決）

～基本給のうちの一定額を月80時間分相当の長時間の時間外労働に対する割増賃金とする旨の固定残業代の定めが、公序良俗に違反するものとして無効とされた事例～

👉 どんな事件ですか？

- 本件は、Y社を退職したXが、Y社に対し、固定残業代の定めが無効であるとして、時間外労働に係る未払割増賃金の支払などを請求した事件です。
- Y社の賃金規程には、基本給のうちの一定額を月80時間分相当の時間外労働に対する割増賃金とする規定があり、Xが実際に月80時間を超える時間外労働をした場合には、80時間を超える時間外労働に対しては、別に割増賃金が支払われていました。
- 地裁ではXの請求は認められず、その後、高裁で争われました。

👉 何が問題となったのですか？

- 固定残業代の定めについて、過労死認定基準との関連で、1か月当たり80時間程度の時間外労働を恒常的に行わせることを予定したものが認められるかどうか問題となりました。【争点1】
- また、高裁で新たにY社が行った「80時間の固定残業代の定めが公序良俗に反すると判断される場合でも、労働時間延長の上限の基準として定められている45時間の残業に対する時間外賃金を定額で支払う旨の合意があったと解することが、X及びY社の合理的意思に合致する」という主張が認められるかどうか問題となりました。【争点2】

👉 裁判所はどう判断したのですか？

1 争点1については、次のように判断されました。

- 1か月当たり80時間程度の時間外労働が継続することは、脳血管疾患及び虚血性心疾患等の疾病を労働者に発症させる恐れがあるというべきであり、このような長時間の時間外労働を恒常的に労働者に行わせることを予定して、基本給のうちの一定額をその対価として定めることは、労働者の健康を損なう危険のあるものであって、大きな問題があるといわざるを得ない。
基本給のうちの一定額を月間80時間分相当の時間外労働に対する割増賃金とすることは、公序良俗に違反するものとして無効とすることが相当である。

2 争点2については、次のように判断されました。

- 本件雇用契約の締結からXの退職に至るまでの間に、XとY社との間で、月45時間の残業に対する時間外賃金を定額により支払う旨の合意がされたことを基礎付けるような事情は何ら認められない。
また、本件のような事案で部分的無効を認めると、とりあえずは過大な時間数の固定残業代の定めをした上でそれを上回る場合にのみ残業手当を支払っておくとの取扱いを助長するおそれがあるから、本件固定残業代の定め全体を無効とすることが相当である。

3 本事件の結論

Xの請求を認め、Y社に対して基本給全体が算定の基礎となる未払割増賃金などの支払を命じました。なお、この判決は最高裁で確定しています。（上告棄却・不受理 令和元年6月21日 最二小決定）

👍 この判例で注目すべきところは何ですか？

- 割増賃金をあらかじめ基本給に含めることによって支払うという方法自体は認められていますが、1か月当たり80時間程度という長時間の時間外労働を前提とした固定残業代については、労働者の健康を損なう危険のあるものであって、公序良俗違反で無効であり、その一部の時間についても認められず、取決め全体が無効であるとされたものです。
- 固定残業代については、基本給とは明確に区分できるような定めを行うことが必要ですが、時間外労働時間の長さの設定そのものについても注意が必要であることが示されました。
- また、改正労基法による時間外労働の上限規制が施行されており、固定残業代や時間外労働の取扱いについては、今後、そのことを踏まえた対応が必要です。